

# 再発防止進捗状況

【令和5年度実施内容（令和5年9月30日時点）】

再発防止策		進捗状況		担当課
(1) 入札制度について				
ア 指名業者の決定について	・客観的かつ合理的な選定基準の策定	指名業者の選定にあたっては、客観的かつ合理的な選定基準を設けることにより、指名理由（選定理由）を明確にするとともに、審査の過程においては、特別な事情がない限り指名業者数は減じないものとする。	・選定にあたっての基準に基づき審査するよう改めて契約審査会の中で確認している。	未来創造課 (契約審査会)
	・指名業者案様式の変更		・より客観的かつ合理的な選定のため、業務の詳細、選定理由の詳細を明確に記載している。	
イ 指名業者の事前公表について	・公表時期の見直し	指名業者の事前公表および事後公表については、利点と欠点について調査・研究し、適切な公表時期を検討する。 また、一般競争入札については、「建設工事」、「測量・設計等の委託業務」、「物品購入・役務提供」の発注区分に応じた導入基準・時期を検討し、段階的に実施する。 なお、入札制度に関する手続きの見直しにあたっては、より効果的・効率的な契約事務を遂行できるよう電子入札システムの導入を検討する。建設工事における最低制限価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基に基準を設け、公表する。	・指名業者の公表時期は、利点と欠点について協議し事前公表としており、落札業者名、落札価格および予定価格については、開札直後に公表している。（建設工事、測量・設計等の委託業務）	未来創造課 (契約審査会)
	・一般競争入札の対象の拡大		・令和3年8月以降、一般競争入札を導入している。	
	・電子入札システムの導入		・令和5年4月から電子入札システムを導入している。	
	・最低制限価格基準の設定および公表		・令和3年11月以降、平成31年公契連モデルに準じた最低制限価格を設け、町ホームページに掲載している。 ・令和5年6月以降は、最新の令和4年3月4日公契連モデルに準じた最低制限価格を導入している。	
(2) 事務処理について				
ア 業務設計について	・見積徴取の所属長決裁	見積により設計額を積算する場合は、所属長の決裁後に、複数の業者（原則2者以上）から見積徴取することを徹底する。 また、コンサルティング業者を活用した設計業務の委託範囲を拡大する。	・見積により設計額を積算する場合は、所属長の決裁後に、複数の業者（原則2者以上）から見積徴取することを徹底している。	未来創造課 (契約審査会)
	・コンサルティング業者の活用範囲の拡大		・職員による積算が困難であるものについては、コンサルティング業者の活用を行っている。	
イ 執行起案について	・設計金額を含む起案文書回議方法の見直し	設計額を含む起案文書については、秘匿性の確保を図るため、専用ファイルにより回議を行うとともに、工事、業務等の発注に関する留意事項を徹底する。 併せて、課内決裁（回議）は必要最小限の職員が行い、関係課の合議においては、該当の所属長のみで決裁とする。（契約担当課、財政担当課への合議を除く）	・設計額を含む起案文書については、秘匿性の確保を図るため、専用ファイルにより回議を行っている。 ・課内決裁（回議）は必要最小限の職員が行い、関係課の合議においては、該当の所属長のみで決裁としている。	未来創造課 (契約審査会)
ウ 包括発注について	・包括発注の見直し	包括的発注については、価格面や効率性から合理的な発注形態であることを考慮しつつも、特殊な資格の必要性等により、業者が限られる場合は、施設または業務毎での発注を検討し、適正かつ円滑な業務の履行に資するよう改善を図る。	（庁舎管理について） 請負可能な業者が限定される、自家用電気工作物の管理業務の委託については、包括的発注項目から除外した。	総務課

## 再発防止進捗状況

【令和5年度実施内容（令和5年9月30日時点）】

再発防止策		進捗状況		主担当課
(3) 組織体制について				
ア 契約審査会について	・契約方式等の基準の策定	契約方式や指名業者の決定にあたっては、客観的かつ合理的な基準を設けるとともに、委員の審査能力の向上を高め、公正性の確保と不正の抑止を図る。	・選定にあたっての基準に基づき審査するよう改めて契約審査会の中で確認している。	未来創造課 (契約審査会)
イ 職員の意識について	・コンプライアンス研修の実施	全職員を対象としたコンプライアンス研修を定期的かつ継続的に実施するとともに、本事件を風化させることのないよう、元職員が逮捕された11月25日を「コンプライアンス確認の日」と位置付け、自己点検表を活用し研修効果の確認を行う。 また、コミュニケーションの活性化を推進し、不正を未然に防ぐため、内部通報制度のしくみを構築する。	・令和3年度に引き続き、令和4年度も、コンプライアンス確認の日（11月25日）にコンプライアンス研修を実施した。 ・令和5年度も11月に同研修を予定している。	総務課
	・自己点検表による効果の確認		・コンプライアンス研修の際にあわせて自己点検を実施している。	
	・内部通報制度のしくみの構築		・令和4年度から制度運用を開始した。	
ウ 人事配置について	・定期的な人事異動の実施	不正が行われる環境を排除するため、3年周期を基本とした適切な人事異動を行うとともに、専門的知識の向上と並行して、専門的知識を有する職員の配置を行う。	・所属年数の長い職員を中心に人事異動を実施している。	総務課
	・専門的知識を有する職員の配置		・新たに土木職員を採用し配置している。（令和4年度：土木職員2名） ・令和5年度は新たに専門知識を有する会計年度任用職員の雇用をしている。	
エ 入札不落到重圧について	・主担当、副担当の決定 (複数人担当制の確立)	各業務に主担当および副担当を配置し、職場全体でスケジュールを作成、共有することにより、相談しやすい環境を構築し、担当者の重圧を軽減する。 また、専門的知識を有する職員の配置を行う。	・各業務に主担当および副担当を配置し、職場全体でスケジュールを作成、共有することにより、相談しやすい環境を構築し、担当者の重圧を軽減するよう徹底している。	未来創造課 (契約審査会)
	・専門的知識を有する職員の配置		・新たに土木職員を採用し配置している。（令和4年度：土木職員2名） ・令和5年度は新たに専門知識を有する会計年度任用職員の雇用をしている。	総務課
オ 業者への折衝方法について	・業者折衝方法の徹底	緊急時以外は固定電話を使用することとし、また、業者折衝の際には、職員2名以上で対応することを徹底する。	・緊急時以外は固定電話を使用することとし、また、業者折衝の際には、職員2名以上で対応することを徹底している。	未来創造課 (契約審査会)